

# 訴 状

平成25年11月11日

秋田地方裁判所横手支部 御中

原告訴訟代理人弁護士	近 江	直 人
同	澤 入	満 里 子
同	森 田	祐 子

〒399-0211 長野県諏訪郡富士見町富士見3131番-1

原 告 三 井 マ リ 子

〒013-0051 秋田県横手市大屋新町字大平593番地1

弁護士法人近江法律事務所（送達場所）

電話 0182-33-3238

FAX 0182-33-2753

上記原告訴訟代理人弁護士	近 江	直 人
同	澤 入	満 里 子
同	森 田	祐 子

〒010-0951 秋田県秋田市山王5丁目14番2号 山王土地ビル1階

参議院議員松浦大悟秋田事務所内

被 告 松 浦 大 悟

〒010-0951 秋田県秋田市山王5丁目14番2号 山王土地ビル1階

参議院議員松浦大悟秋田事務所内

被 告

〒010-0951 秋田県秋田市山王5丁目14番2号 山王土地ビル1階

参議院議員松浦大悟秋田事務所内

被 告

損害賠償請求事件

訴訟物の価額 金2758万1759円

貼用印紙額金10万4000円

### 請 求 の 趣 旨

- 1 被告らは原告に対し、連帯して金2758万1759円、及びこれに対する平成25年1月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
  - 2 訴訟費用は被告らの負担とする。
- との判決並びに仮執行宣言を求める。

### 請 求 の 原 因

第1 はじめに（本件の概要）

- 1 原告は、平成24年12月16日の衆議院小選挙区選出議員選挙（秋田県第3区、以下、「本件選挙」という。）に、民主党公認で立候補した民主党秋田県第3総支部の支部長であったものである。

原告は、秋田県立横手高等学校からお茶の水女子大学文教育学部卒業（英米文学専攻）し、フルブライト奨学生として米国コロンビア大学・大学院修士課程修了（家庭・地域教育学専攻）し、東京都立高校の英語教員を経て東京都議会議員（2期）を務めた。1993年には第40回衆議院議員総選挙

で旧東京4区より無所属で立候補し落選。1998年、ノルウェー・ヘードマルク大学 visiting fellow として、ノルウェー地方自治体の政策研究に従事。その後、法政大学などの兼任教員を経て大阪府豊中市男女共同参画推進センター初代館長、福井県武生市男女共同参画センター初代男女平等オンブッド（オンブズマンのこと）を歴任した。北欧の女性政策や福祉政策についての著書を数多く出版しており、2012年当時は、全国を回っての講演活動のほか、ノルウェー王国大使館ホームページ、女性紙・誌などに連載記事を執筆していた。

被告松浦大悟（以下、「被告松浦」という。）は、平成19年から秋田県選挙区選出参議院議員であったものであるが、平成25年7月21日の参議院選挙で落選したものであり、本件選挙の原告選挙対策本部の総括責任者である。

被告■■■■（以下、「被告■■■■」という。）は、本件選挙の原告選挙対策本部の事務局補佐であり、被告松浦の秘書である。

被告■■■■（以下、「被告■■■■」という。）は、本件選挙の原告選挙対策本部の事務局補佐であり、被告松浦の公設秘書である（以上甲1）。

2 本件は、原告が、被告ら3名に対し、共同不法行為による損害賠償請求を求めるものである。被告らの原告に対する不法行為の概要は以下のとおりである。

被告らは共謀して、平成25年7月に被告松浦の参議院選挙を控え、原告の名を利用してその政治・選挙活動に使う資金を確保することを企図した。

平成24年冬に行われると見られていた衆議院選挙で■■■■議員の民主党離党により空白となっていた衆議院小選挙区秋田県第3区に、民主党公認候補として原告を立候補させた。

これによって、民主党本部から支部政党交付金が民主党衆議院秋田県第3総支部に交付されることになるが、被告らは、実際の衆議院選挙の費用には

極力充てずに繰り越して、平成25年7月の参議院選挙の費用として確保することとした。

だが、原告に対してはそのような意図を隠し、被告松浦が「24時間体制で、全身全霊で支える」「盤石の態勢で支援する」等と説得を繰り返し、衆議院小選挙区秋田県第3区の立候補者となるように働きかけて立候補を決意させた。その結果、民主党秋田県第3総支部に民主党本部からの支部政党交付金合計1300万円を受けさせた。

その金員の管理は被告■■■■、被告■■■■が行った。まず、支部政党交付金が入金されることになる銀行預金口座を原告に隠して開設し、口座への入金情報の隠匿をはかり、支部政党交付金の移動・管理を秘密裏に行い、衆院選挙費用に当てる費用を極力少なくし基金として残した。

支部政党交付金は、使い残しが出た際は基金として積み立てると、次年度以降からの総支部政治活動に使えるようになっている。そのため、原告がいては不都合なので、原告の落選が決まったとたん、原告に対し「あなたは落選した段階で第3総支部長ではなくなり、第3総支部も解散である」「あなたがいると票が減る」「ここ（事務所兼自宅）は12月末が期限なのでそれまでに出て行くように」等と虚偽の事実を告げて迫り、秋田からの早期追い出しを図った。原告は、選挙費用等についての情報開示を求めたが、原告に対しては隠し口座はもちろんその用途についても隠蔽し虚偽の説明を繰り返した。

こうして原告を横手から追い出し、これにより、原告に対し著しい肉体的精神的経済的損害を与えたのであり、その賠償を求めるというものである。

以下、詳述する（全体について、甲84）。

## 第2 被告らによる不法行為

### 1 原告への立候補の要請

被告松浦は、平成24年7月20日から同年9月初めころまでの間、原告に対し、近く実施が予想されていた衆議院選挙について、衆議院小選挙区秋田県第3区に民主党公認候補としての立候補を繰り返し要請した（甲2）。

原告は、当初全く立候補の意思がなく固辞したものの、海外出張中の原告に対してまで被告松浦は連絡を取り、[REDACTED]衆議院議員が民主党を離党したため秋田県第3区を刷新し新しい候補者を応援する態勢を作ったこと、資金面についても党本部が供託金や活動資金を含めて候補者に負担がかからない体制を組んでいること、盤石の態勢で原告を支援することを繰り返し説明し、立候補して欲しい旨、強く要請した。さらに固辞する原告に対し、長野県の原告宅にまで押しかけ、被告松浦はもちろん横手選出の県議会議員・市議会議員や[REDACTED]ら関係者も全身全霊で支えること、支援体制については全く問題がないので安心して秋田に帰ってきて欲しいこと、選挙資金は民主党からの資金で大丈夫であり候補者負担はないこと、選挙事務所には県議をはじめ連合関係の議員や労組の人たちが駆けつけるので心配いらないこと、等を説明した。

原告は、被告松浦らから繰り返し熱心に立候補の勧誘を受けていたことや、自分の政治的考えが民主党の政策に近いこと、支援体制は人も資金も万全の体制を取ると被告松浦が繰り返し約束したことから、立候補することを決意し、同年9月初めころ被告松浦にその旨を伝え、秋田に移住することを決意するとともに、すでに依頼を受けていた原稿や講演、講義の仕事をキャンセルした。

当時の民主党政権の支持率が著しく低下している中、原告も当選は極めて難しい情勢と考えたが、選挙後も横手を拠点にして、自身のライフワークである男女平等を日本に根付かせるための政治活動を続けて行く覚悟を決めた。だからこそ、原告は最終的に立候補の要請を受け入れたのであった。

## 2 原告の選挙運動のための準備

- (1) 同年10月12日、原告は民主党本部で民主党執行部と面接し、原告が秋田県第3区の民主党公認内定候補者となり（甲3）、同月16日民主党秋田県第3区総支部支部長に就任した（甲4）。そして、同月17日、原告と民主党は、選挙区情勢等調査業務委託契約書を締結し、契約期間は平成24年10月17日から平成24年12月31日まで、但し、総選挙が実施される場合は公示の月の前月までとして、調査委託報酬として月額2万2222円（源泉され20万円）が原告に支払われることとなった（甲5）。
- (2) 原告には秋田に選挙事務所を設置するだけの人的物的資源はまったくなかった。しかし、被告松浦自らが全面的に支援をするということ、すなわち被告松浦の事務所が責任を持って選挙のための準備を進めるということになった。原告は政党公認下での国政選挙は初めてであって現行の選挙制度下での立候補者のなすべきことについての知識はまったくなかったが、被告松浦の指示の下、被告松浦の秘書である被告■■■■、被告■■■■、■■■■（以下、「■■■■」という。）が実質的な事務を行った。

特に、被告■■■■は、原告の選挙に関するお金の管理を一手に引き受け、預金の払い戻しや費用の支出を行い、その明細について、公職選挙法に基づく選挙運動費用収支報告書の作成、政治資金規正法に基づく政治団体の収支報告書の作成、政党助成法に基づく使途等報告書の作成を行う担当者であった。
- (3) 同年10月17日、松浦事務所にて、被告■■■■は原告に対し、民主党本部から衆議院選挙に関して支払われる資金は全て銀行口座に入金されること、原告個人の口座、原告が代表する資金管理団体としての後援会の口座、原告が代表する民主党秋田県第3区総支部（以下、「第3総支部」と

いう)の口座の、3つの口座を開設する必要があることを告げた。

後援会も第3総支部も権利能力なき団体であり、代表者は原告であることから、銀行口座の開設手続は原告が行わなければならなかった。原告は被告[ ]からの上記説明を受けていたことから、その3口の口座開設のための印鑑と身分証明としての健康保険証を被告[ ]に預けたところ、被告[ ]は秋田銀行横手条里支店にて、同月26日個人口座(普通口座1189991、口座名「三井マリ子」、以下、「①個人口座」という。甲6)と後援会口座(普通口座1190007、口座名「三井マリ子と進む会代表三井マリ子」、以下、「②後援会口座」という。甲7)を、同年11月16日第3総支部口座(普通口座1190553、口座名「民主党秋田県第3区総支部代表三井マリ子」、以下、「③総支部口座」という。甲8、9)の開設手続を行った。

(4) 隠し口座開設

ところが、同年11月16日の③総支部口座開設の際、被告[ ]は原告に隠して、秋田銀行横手条里支店普通口座1190562「民主党秋田県第3区総支部交付金受入口代表三井マリ子」(以下、「④受入口口座」という。甲10、11)を原告の印鑑と健康保険証を使って開設した。その通帳については原告に見せることもせず、同口座の入出金の管理は全て被告[ ]が行い、同口座の存在を隠し続けて、原告に政党交付金の入金情報をいっさい知られないようにしていた(なお、被告らは、今日に至るまでこの口座の存在を原告に明らかにしていない。)

(5) 後援会設立

同年10月24日、被告[ ]、被告[ ]は、原告名義で、政治資金規正法6条1項に基づき政治団体「三井マリ子後援会事務所」の設立届を作成し秋田県選挙管理委員会に提出した(甲12)。この団体は原告の後援会

となるものであるが、その会計責任者は阿部、会計責任者の職務代行者は■■■■（以下、「■■■■」という。）とされたが、その人選について原告は全く関与しておらず、被告■■■■、被告■■■■が行った。

同年11月6日、被告らは、原告の求めに応じて後援会の名称を「三井マリ子と進む会」に、会計責任者を■■■■（以下、「■■■■」という。）に変更する旨の異動届を秋田県選挙管理委員会に提出した（甲13、14）。後援会は原告の政治活動を支える重要な団体であることから名称を変更し、会計責任者については原告の同級生であった友人に頼んだ。但し、実際の現金の管理、会計の作業は被告■■■■が行っていた。相前後して、会計責任者については原告の同級生ではなくて、もっと著名な重鎮の人物がふさわしいというアドバイスを原告が友人から受けたことから、■■■■家とは姻戚関係にあり原告の高校時代の恩師でもあった■■■■（以下、「■■■■」という。）に依頼する方向で検討することとなった。

そして、同年11月18日、衆議院解散を受けて選挙事務所で選対会議が開かれたが、終了後、原告は、選対本部長として参加していた民主党所属秋田県議会議員■■■■（以下、「■■■■」という。）とともに、■■■■宅を訪問し、■■■■と面会し、■■■■から後援会の会計責任者となることについての承諾を得た（甲15）。従って、これに従い、異動届を秋田県選挙管理委員会に提出する必要がある、その作業は被告■■■■、被告■■■■が行うこととなっていた。だが、どういうわけか異動届は提出されなかった。

■■■■が原告の選挙の出納責任者として扱われていることは、選挙後に原告が秋田県選挙管理委員会が開示を受けた選挙運動費用収支報告書を読んで、初めて原告の知るところとなった。つまり■■■■の氏名は、後援会会計責任者としては使われず、公職選挙法に基づく選挙運動費用収支報告書の出納責任者として使われたのだった（甲16～18、44）。



(6) 第3総支部設立

同年11月15日、被告■■■■、被告■■■■は、原告名義で、政治資金規正法6条1項に基づいて、政治団体「民主党秋田県第3区総支部」の設立届を作成し秋田県選挙管理委員会に提出した(甲45)。会計責任者は■■■■とされ、会計責任者の職務代行者は■■■■とされたが、その人選についても原告は関与しておらず、被告■■■■、被告■■■■が行った。

同月20日、被告■■■■、被告■■■■は、名称を「民主党秋田県第3総支部」とする異動届を作成し、秋田県選挙管理委員会に提出した(甲46)。これは、変更前の名称が、■■■■氏が民主党に所属していた当時の組織名と同じであったことから、誤解されないようにと配慮して変更したとのことであった。

(7) 選挙事務所賃貸借契約締結

被告■■■■、被告■■■■は、同年10月23日、原告の選挙事務所として、横手市赤坂字上後野242-3所在の木造2階建て家屋について、期間平成24年11月1日から平成26年10月31日までとする再契約型定期賃貸借契約を締結した(甲47)。この建物は、原告の横手における居所となり、かつ、事務所となるものであった。空家が少なくない横手市中心部に見つけることができたはずであるが、なぜか、中心から離れている人通りの少ない場所であった。

この場所の選定に関して、原告は全く知らされておらず、また、平成26年10月31日までという賃貸借契約条件も知らされていなかった。

そして、それまで何軒かのホテルを転々としていた原告は、被告■■■■に言われるままに同年11月5日同所に引越をした。

3 選挙運動

(1) 野田首相による衆議院解散の表明



ハガキを作成して出すことをしなかった。この案内は、選挙のスタートを知らせると同時に、選挙事務所のありかを知ってもらうため、どの候補者陣営も出す大事なものであるにもかかわらず、また、公示1か月半前に引越したばかりで知名度の低い原告にとって特に必要なことであったが、被告らはあえてこれをしなかったのであった。

- (8) また、被告らは、公示前に原告の認知度を高め政治活動を広報するためのいわゆる「事前ポスター」を僅かしか作らず、他の立候補予定者に比べて明らかに少なかった。

さらに、被告らは、公示後の選挙ポスター（甲53）・公選ハガキ（甲54）・選挙公報（甲55）という3種の基本的広報資料に、原告の「肩書」と「横手生まれであること」を記載しなかった。もともと横手に住んでいなかったいわゆる落下傘候補のような原告に対する有権者の投票につながる最も必要な情報を入れなかったのであった。

- (9) このように、原告は、被告松浦から全身全霊で万全の体制で原告を支えるとして立候補の要請を再三受け、固辞していたのを翻意して立候補の決意を固めたにもかかわらず、いざ立候補することとしたとたん、上記(3)ないし(8)のようないわばやる気のない対応を受けて、精神的にも肉体的にも憔悴していった。原告は、同年11月28日、選挙事務所での緊急会議の際、立候補断念を表明した。すると、被告[黒]は原告を厳しく叱責し、原告は周囲からなだめられたりしたこともあって、その場は、立候補断念をしない方向で収まった。

- (10) 衆院選は、同年12月4日公示となり、原告は立候補をしたが、同月16日の投票の結果、落選となった（甲55）。

#### 4 選挙後の対応

- (1) 原告は、衆議院議員選挙で落選がわかったその夜のマスコミの取材に対

して、地元横手での政治活動を継続する意向を表明した（甲56）。

そして、選挙の総括及び今後の活動について話し合うべく、被告松浦、■■■■に電話をしたが、応答はなかった。そこで、同月20日、■■■■に会議の開催を提案するメールを出した。

- (2) すると、同月21日夕刻、小原だけでなく、被告松浦、被告■■■■、被告■■■■、■■■■が原告事務所兼自宅に予約なく現れた。被告松浦は原告に対し、「あなたがいると票が減る、今後は一切連絡を取ってこないように」「この借家は12月末までで契約が終わる、それまでに出ていくように」と告げ、他の者も松浦に同調した。被告松浦は、立候補要請の際の腰の低い態度とは全く正反対の、威圧的な態度であり、その豹変ぶりに原告は血の気が引く思いだった。

原告は、早朝から深夜までの選挙運動で極度に疲労していた。その上、選挙期間中に左足首ねんざをしたため痛み止めを服用するなどしていた（甲57～59）。心身ともに弱りはてて過労死寸前状態だった原告は、5人からいわゆるつるし上げを受けたため、恐怖におびえた。被告らの剣幕におされて、年内で家を空けなければ次に何が起こるかわからないと考えるに至った。

- (3) 翌22日、原告は■■■■に電話をかけた。■■■■はこの日は電話に出た。原告は、前日の5人の主張を再確認したかったこともあり、民主党秋田県第3総支部長としての身の振り方は対外的にどういう表現になるのかを聞いたところ、■■■■は「支部長三井は、総選挙の責任を取って第3総支部長の辞職を表明する。第3総支部は解散する、となります。」と答えた。

- (4) 原告は、被告らの態度の豹変を受け、またそれまでの選挙活動での被告らの行動のいくつかに疑問を強くしていたこともあって、被告松浦に対し、12月24日、以下の内容の手紙を配達証明で郵送し、かつ電子メールで

も送信した。

ア 第3総支部長辞任や第3総支部の解散が、松浦と党本部の意志であるという前提において、同意する。

イ 原告が支部長を辞任する前（一応12月31日までとした）までの、第3総支部政党交付金の収支の開示をしてほしい。

ウ 後援会通帳、個人通帳、及び印鑑の返却をしてほしい。（以上甲60）。

(5) 同月27日、被告■■■■、被告■■■■、及び被告松浦の秘書である■■■■が原告横手事務所に現れて、原告に対して、①個人通帳、②後援会通帳、印鑑、カードを返却し、さらに、③総支部通帳の写しを手渡し、これ以外の通帳は存在しないことを伝えた。

なお、このとき、被告■■■■は、「（後援会は）閉じなければいけない。選管の規約でそうなっている」「（後援会のお金は）今回の選挙で使い切らなければいけない」などと虚偽の事実を原告に告げて、その日に後援会を閉じさせようと迫った。

これに対し原告は、後援会を閉じなければならない理由はないと考え、後援会閉鎖に抵抗し、継続の意志を示し、改めて②後援会通帳の返却を求めた。すると被告■■■■、被告■■■■は、②後援会通帳は、12月14日が最後の記帳日で、残高は213万円であり、この通帳を開いて残高額を原告と確認し合った上で、これには一切手を付けていないことを説明し、原告にこれを返却した。

さらに、■■■■が原告の後援会に50万円を寄付しており同通帳に入金されていたところ、被告■■■■は原告に対し、「■■■■さんが『選挙で使い切ってちょうだい。もし余るなら返してほしい』と言っています。」と告げ、返還を求めた。原告は、不本意ながらもこれに同意した。

また、被告■■■■と被告■■■■は原告に対し、第3総支部への支部政党交付

金の残金を移すための基金口座を12月末までに開設し、残額を移さなければならないこと、その口座は原告の名義で開設する必要があること、それは作業の都合上12月27日のうちに開設しなければならないことを告げた。

原告は、第3総支部長を解任されるとすれば、自分の名前で今から新たに銀行口座を作るのは納得できないとあって、これに抵抗した。さらに、基金口座を作るということは、お金が余ったということなので、その内訳を明らかにしてほしいと原告は要請した。だが被告■■■■、被告■■■■はこの要請には答えず、その一方で、「基金口座を作らなければ、三井さんが罰せられるのですよ。おカネを没収されるのですよ」と原告に迫った。

原告は、どのように自分の選挙運動費用が使われ、どのような内容で秋田県選挙管理委員会に報告されるのかの説明を受けないまま、新しい口座の開設に同意することはできない、となおも主張したが、銀行の閉店時間が迫っている、と強くせかされ、原告自身が処罰されることになるとの被告■■■■らの脅しにショックをうけたこともあって、やむなく基金口座の開設に同意し、健康保険証を被告■■■■に渡した。

こうして、同日、秋田銀行横手条里支店普通口座1191668「民主党秋田県第3総支部基金代表三井マリ子」（以下、「⑤基金口座」という。甲62）の口座が開設された。

- (6) 翌28日、原告は、■■■■関係寄付分である54万円を返却するため、アルバイトの使者に②後援会口座から54万円を引き下ろさせ、記帳もさせたところ、前日に、被告■■■■、被告■■■■が残高213万円には一切手を付けていないと説明したのに、実際には選挙投票日の12月16日に100万円が秋田銀行本店営業部にて引き出されていたことが判明し、原告は驚いた（甲7）。原告は直ちに被告■■■■に電話したところ、被告■■■■は、

「たかだか100万円で文句言われる筋合いはない」「気に入らないのなら、返しに行きます」と答え、その約1時間後に100万円の現金を持参して、原告横手事務所に現れ、原告に返却した。

- (7) 原告は、同月29日、横手を離れ、長野県の自宅に戻った。
- (8) 選挙後の被告らの態度の豹変や、選挙に関する費用についての被告■■■■、被告■■■■の説明の不明朗さ不自然さから、原告は被告■■■■、被告■■■■の行った民主党本部からの入金や、支持者からの寄付金の使途についてさらに疑問を募らせた。原告横手事務所の書架に見つけた党本部から交付された記録書類を調査していくと、民主党本部から、支部政党交付金として、11月22日500万円、11月28日600万円、12月11日200万円、合計1300万円が交付された、との書面が見つかった（甲63）。

この政党交付金は民主党秋田県第3総支部に支払われるはずのものであり、第3総支部の口座に振り込まれるべきものと思われるが、③総支部口座には、11月29日1000万円、12月14日200万円、合計1200万円の入金となっていた。交付された日付も金額も異なっていた（甲8）。

政党交付金はその元は国民の血税であって、その使途などの報告書が、原告の目の届かないところで作成され、原告に無断で選挙管理委員会に提出され、もし内容が虚偽だった場合、だれが責任をとるのか、原告は恐怖を感じた。そこで、平成25年1月6日と1月16日の2回にわたって、被告松浦に対し、疑問点について質す配達証明付きの手紙を出し、かつ電子メールでも送信した（甲64、65）。

被告松浦はこれに対して返事を拒み、民主党本部■■■■（以下、「■■■■」という。）に問い合わせるよう回答してきた（甲66）。原告は、平成25年2月1日、■■■■に直接会って問い質した（甲67）。

■は原告に対し、1300万円の送金実績が本部に残っていることを説明した。また、■は、被告松浦らから追い出されたはずの原告が、まだ第3総支部長であることも説明した。

この■の説明を受け、第3総支部通帳の記録と■の発言には100万円の差があったことから、原告は、原告の知らない口座が被告松浦や被告■、被告■によって別に作られているのではないかと考え、2月5日、秋田銀行横手条里支店に電話で、原告の名が代表名に使われている口座が他にないか調査を依頼した。するとしばらくして秋田銀行横手条里支店の担当者から折り返し電話があり、「民主党秋田県第3総支部受入口代表三井マリ子」なる口座（④受入口口座）がある、との返事があった。

そこで原告は、2月7日、秋田銀行横手条里支店に赴き、④受入口口座について、口座開設に使われた申込書、取引明細表、払戻請求書の写しの提出を依頼し、取引明細表のみその場で受領し、その他は後日交付を受けることとした（甲10）。

原告は、2月19日、再び秋田銀行横手条里支店に赴き、④受入口口座について、口座開設申込書の写し1枚（甲11）、払戻請求書の写し2枚（甲68、69）の交付を受けた。

## 5 被告らの行為の評価

以上のことから、被告松浦や被告■、被告■が、④受入口口座の存在を原告に隠し続け、民主党本部から④受入口口座に送られた入金情報を原告に隠匿したことは明らかである。また、原告事務所の書架にあった入金に関する書類は、いつ誰によって備置されたのかは不明であるが、切り貼りしてコピーされた跡が認められる（甲63、78）。

以上、今回の衆議院選挙で原告側に支払われた民主党本部からの政党交付金や、原告個人に寄せられた市民からの寄附金も含めて、これらを全て被告



らが管理し、その内容や金の動きを原告に告げず、陰でできるかぎり多くの残高を⑤基金口座に残そうとしていたことは明らかである。

つまり被告松浦、被告■■■■、被告■■■■は共謀し、来る平成25年7月の参議院選挙に被告松浦が立候補する際に使う選挙資金を貯め込むことを企図したものと評価せざるを得ない。

衆議院秋田県第3区に民主党公認候補が立候補しない場合には衆議院選挙に関する政党交付金が支給されないことから、立候補の意思のなかった原告に働きかけて立候補を決意させて政党交付金が支給されるようにし、さらに、個人に対する公認料、後援会に対するWS基金などから選挙活動費をねん出することで政党交付金支出を減らして、政党交付金の余剰金を自らの参議院選挙の費用に充てようとしていたものである。

このような意図から、基金口座に残高を残して平成25年7月の参議院選挙に回せるようにすることとして、その政党交付金の入金情報を原告には一切秘匿し、支出内容も極力原告に知られないように被告■■■■らがこれを管理した。

また、この政党交付金を極力使わないようにして選挙を終わらせ、原告に知られないように残高を基金口座に残して繰り越しをさせようとした。

以上のように評価されるものである。以下、詳述する。

- (1) 平成24年11月22日、民主党本部から第3総支部に対し支部政党交付金500万円が原告の政治活動費として交付され、④受入口口座に送金された。これらの金は手を付けられることもなく5日間が経過した。11月27日になって、100万円が引き出されたものの残りの400万円は口座に眠ったままであった。この時期には、公示前に使用できるいわゆる「事前ポスター」の発注、軽自動車の購入、事務所所員雇用や準備費用等、原告の政治活動に資金は必要であった。原告のような知名度の低い新しい

候補者にとって、資金はいくらあっても足りないはずであるのに、主として使われたのは、原告三井の後援会の金であり、第3総支部の政党交付金には手をつけていなかったことになる。

11月28日、民主党本部から第3総支部に対し支部政党交付金600万円が公認候補者総支部費として、④受入口口座に送金された。

11月29日になって④受入口口座から1000万円が引き出されて、そっくり③総支部口座に移された。その後、この③総支部口座からは100万円や50万円という単位で、徐々に引き出されていった。

12月11日、民主党は5日後に投票日を控え選挙情勢が厳しいことを踏まえ、支部政党交付金200万円が総選挙対策の追加として、第3総支部に交付されて、④受入口口座に入金された。だが、200万円はそのまま放置され、投票日の2日前の12月14日（金）に引き出されて③総支部口座に入金されたものの、結局投票日まで利用されることはなかった。

結局、民主党本部からの支部政党交付金合計1300万円のうち、実際に選挙活動で使われずに眠っていた額は550万円にものぼる（12月16日の午前0時時点での残高550万円）。（以上、別紙入出金一覧表参照）

(2) 他に、民主党本部から原告側に支払われたものは、選挙区情勢等調査業務委託契約書に基づく調査委託報酬20万円（10月分）（甲71）、同20万円（11月分）（甲72）、公認料500万円（甲73）、寄付金（WS基金）200万円（甲77）であるが、このうち寄付金（WS基金）200万円は②後援会口座に入金され、その余は①個人口座に入金されている。

ア 公認料500万円は、第46回衆議院総選挙において、民主党の公認候補となった者に対して支払われた。これは選挙活動や政治活動に使用されることを想定した、候補者個人に対する寄附金である（甲73）。

ところが、平成24年11月27日に被告■■■、被告■■■が原告に無断でこの公認料から300万円を引き出したことがあとで判明した。原告が被告■■■に聞いたところ、被告■■■は「供託金に使うものです。あとで三井さんに戻ってきます。」と答えた。

しかし、供託金は公認候補の場合、民主党が支出すべきものであり、原告の個人資産でまかなうものではなかった。実際、原告の供託金は民主党名で供託されていた（甲79）。被告■■■、被告■■■は、原告の得票率が低くなることを予想し供託金が没収されることを見越して（得票率が10%に満たない場合、没収される）、没収されても民主党第3総支部基金に残す金額が減らないようにするために、原告に知られないように個人口座から引き出してこれに充てた。そして原告に知られた際には、政党が支払うべきものであることを隠して原告に説明したものと考えられる。

この300万円に関して、被告■■■や被告■■■は、平成24年12月27日の原告への説明の際にも、「あとで原告に戻ってくるものだ」と再三明言した。にもかかわらず、現在に至るまで返還されていない。

イ WS基金200万円は、女性の政治参加と女性候補者発掘にかかわる活動のために、原告後援会に支払われた。つまり原告後援会への寄附金である（甲74～76）。

ところが、平成24年11月27日に被告■■■、被告■■■が原告に無断でこの後援会口座から200万円を引き出した。それは、12月27日に②後援会口座の通帳が原告に返却された際、原告が記帳結果を見てわかったことであった。そこで、同日、原告が被告■■■と被告■■■に聞いたところ、被告■■■、被告■■■は「カーテンなどプライベート色の高い品物の購入に使った」と説明した。

これは、WS基金が寄附された趣旨に著しく反する使途であるが、要

するに、支部政党交付金には極力手を付けず民主党第3総支部基金に残す金額をできるだけ多くするために、原告に知られないように②後援会口座からお金を引き出して支払に充てたものの一端と言わざるを得ない。

ウ さらに、前述の通り、12月27日に被告■■■、被告■■■が原告に②後援会口座の通帳を返却した際には、後援会口座の通帳は12月14日213万円の残高がある状態での記帳にとどまっており、被告■■■、被告■■■はこの通帳を原告に示して、これには一切手を付けていない、民主党から交付された金員のみしか使っていないと告げていた。しかし、実際は、投票日当日の12月16日に秋田銀行本店営業部で100万円を引き出しており、それを12月28日に知った原告から指摘を受けたとたん、被告■■■は「たかだか100万円で文句言われる筋合いはない」「気に入らないのなら、返しに行きます」と答え、その約1時間後に100万円の現金を原告横手事務所に持参し返却したのであった。

このことは、原告から指摘を受けなければ、100万円を原告に返却せず、基金口座に入金するなどして、次の参議院選挙に充てられる金として残そうとしていたか、または何らかの意図で現金として保有しようとしていたと考えざるを得ない。

- (3) また、被告■■■は、公職選挙法に基づく選挙運動費用収支報告書を作成して秋田県選挙管理委員会に提出しているが(甲17、18、44)、この中の支出の部の労務者報酬の記載のうち、実際にはポスター貼りをしておらず実際にお金も受け取っていないのに、ポスター貼りの労務の対価として1万円を支払ったとして、虚偽の領収書(甲19～43)を添付していた。また、実際にポスター貼りをしてお金の受け取ったがその金額が8000円であるにもかかわらず1万円の領収書を添付しているものもあった。

- (4) この事実は原告には一切隠されていたものであり、原告がこれを知っていれば絶対に許さなかったことであるが、これにより、実際には支出のないはずのお金が、被告らの管理の下、不明となっている。

さらに、後援会に一般市民から寄せられた寄附金18万5000円（甲81）について、被告■■■■は②後援会口座に入金することをせず、また、被告らはその用途を明らかにしないでいた。だが、平成25年1月6日に原告からの指摘を受けて、やっと平成25年3月1日になって、現金書留で差出人・民主党秋田県連名で返却がなされた（甲82）。これも、原告からの指摘がなければ、そのまま被告■■■■は保持していたものと言わざるを得ない。

- (5) 被告らは、12月21日、27日、原告の選挙事務所が12月末までの契約期限なので直ちに出て行ってもらわなければならないと原告に告げたことから、原告は12月29日に明け渡しをした。しかし、平成25年2月15日、家賃保証会社■■■■から原告に対し、前払いである2月分の家賃を支払うよう取り立ての電話がかかってきた。原告は不審に思い、選挙収支報告書から借家の大家の名前を確認して、平成25年3月1日、賃貸借契約書を取り寄せたところ、契約期間が平成26年10月31日までであることが判明した（甲47）。つまり被告松浦らの説明が虚偽であることが明らかとなった。

- (6) 以上、被告松浦や被告■■■■、被告■■■■は、組織的に、原告を利用し、原告に隠して④受入口口座を作って管理し、民主党本部から衆議院選挙費用として支出された支部政党交付金をそれに充てず来る参議院選挙に向けての選挙資金を蓄え、また、①個人口座、②後援会口座も管理して預金を引き出して同様に蓄え、原告が落選すると、直ちに原告に虚偽を告げて、選挙費用収支の説明もせず、横手からの追い出しを図ったものと評価せざるを得ない。

被告らによる一連の行為は、原告の人格を否定し、侮辱するものとして、共同不法行為に当たるものである。

### 第3 損害

原告は、上記被告らの不法行為によって、以下の損害を受けた。

#### 1 衆院候補予定にあたっての準備に要した費用 金28万2240円

原告は、衆議院選挙への立候補をするため、適切な服、靴、化粧品などの費用を支出しなければならなかったところ、被告らの不法行為がなければこれを支出することはなかったのであり、損害となる。領収書の残っている支払のみを請求するものである。

内訳

H24, 9, 5	ポスター用衣類	¥203,490	伊勢丹新宿本店
H24, 11, 20	選挙用防寒衣	¥78,750	西武秋田店
		¥282,240	

#### 2 引越費用 金3万円

原告は、衆議院選挙への立候補をするため、横手市に引越をしなければならなかったうえ、被告らの追い出し行為がなければ再び長野に引越をする必要はなかったところ、被告らの不法行為がなければこれを支出することはなかったのであり、損害となる。

#### 2 立候補により辞退することとなった仕事による得べかりし利益 金19万円

原告は、衆議院選挙への立候補をするため、すでに依頼を受けていた仕事を辞退しなければならなくなったところ、被告らの不法行為がなければこの依頼を受けて収入を得ていたものであり、これを得られなかったことは損害となる。

内訳 立教大学1万円、リサイクルソリューション5万円、フェリス女学院大学10万円、大阪大学3万円

3 選管に無断で提出された収支報告書などの調査関係費 金154万8329円

原告は、本件不法行為により、被告らが選挙運動費用収支報告書ならびに第3総支部使途等報告書などの内容を原告に開示も説明もしなかったことから、やむを得ず自ら秋田県選挙管理委員会や東京永田町の民主党本部に出頭し、謄写をしたり、説明を受けたりしなければならなかった。そして入手した資料の中に見つけた多くの疑問点を解くために関係者のもとに出向き事情聴取しなければならなかった。これらも損害となる。

内訳 交通費 金55万6220円

宿泊費 金5万5900円

調査関係費 金93万6209円

4 治療費 金3万1190円

原告は、被告らの不法行為により、選挙期間中の被告らの不誠実な対応によって過労死寸前の状態となり、頸肩腕症候群などの傷害を負い(甲89)、治療しなければならなくなったのであり、これは損害となる。(まだ治療は続くがこれまでの支払の一部。鍼灸は除く。)

内訳

H25, 7, 25	診療費	¥3,820	富士見高原病院
H25, 8, 1	診療費	¥1,800	富士見高原病院
H25, 8, 5	診療費	¥4,000	角田整形外科病院
H25, 8, 6	診療費	¥3,160	角田整形外科病院
H25, 8, 15	診療費	¥8,060	富士見高原病院
H25, 8, 26	診療費	¥570	富士見高原病院

H25, 9, 19	診療費	¥2,890	富士見高原病院
H25, 9, 19	薬材料他	¥2,110	有限会社藤沢薬局
H25, 10, 17	診療費	¥570	富士見高原病院
H25, 10, 17	薬材料他	¥2,110	有限会社藤沢薬局
H25, 10, 30	診療費	¥2,100	富士見高原病院

## 5 慰謝料 2000万円

被告らの不法行為により、原告は、被告らから人格を否定される扱いを受け、原告の社会的評価を著しく低下させられ、原告の人生設計を狂わされるに至った。

もともと原告は、衆議院選挙に立候補する意思もなく、自らの今後の活動は、長野県の自宅を拠点に、様々な講演・執筆活動、海外取材や調査研究などを行う予定であったのであり、それが衆議院選挙への立候補により、辞退・中止しなければならなくなっただけでなく、その後の活動にも著しい支障をきたしてしまった。

さらには、衆議院選挙直後に、「横手市に残って活動を続ける」とマスコミを通じて表明していたにもかかわらず、平成24年12月21日、被告らから恐怖のつるしあげで、侮辱発言を浴び人格を否定され、精神的に追い詰められて、12月29日横手から追い出されるに至った。

選挙後、原告は何度も政党交付金やその他のお金の使途について情報開示を求めたが、被告らは返事を拒みつづけた。そして、被告らは、原告に無断で第3総支部長である原告の名を使ってさまざまな報告書を選挙管理委員会に提出した。しかも、報告書の中には、原告の選挙対策本部の人の不正行為につながる記載が発覚し、警察の追及を今現在も受けている。原告は、秋田3区の最高責任者として、不本意に犯罪に引きずり込まれるのではという恐怖感から胸つぶれる思いで、事件の推移を見守る状況に置かれている。こ



れら一連の事態によって原告が蒙った精神的苦痛は甚大である。

さらに、突然の追い出しのため、原告には支援者や地域住民に説明する機会がなく、被告らも対外的な発表をしなかった。また、被告らの不法行為が刑事事件ともなり得ることから被告らの証拠隠滅や口裏合わせを避けるために、原告自らも対外的に被告らの不法行為を明らかにすることができなかった。そのため、地元に残ると宣言しながら何の説明もなく横手から消えた原告は、地元の人々からみれば、裏切り者、嘘つき等となっているのであり、原告の社会的評価は著しく低下させられてしまっている。

このような原告の精神的損害を賠償するために、被告らは原告に対し少なくとも見積もっても慰謝料は金2000万を下らない。

#### 6 未返金分 金300万円

被告らは、原告の個人口座から供託金に充てたとして300万円を引き出して支払っているが、実際には供託金は民主党が負担していたものであり、被告らは業務上横領又は詐欺による不法行為により、300万円を原告から奪い取ったものである。

または、仮にこの300万円を供託金の支払いに充てていたとしても、原告は総投票数の10分の1以上の投票を得たことから全額が還付されるはずであり、現に、被告らは法務局から平成25年1月ころ全額還付を受けている。従って、被告らは原告に対し、預託金300万円を返還すべき義務がある。ところが、今日に至るまで返却がされていない。

従って、いずれにしても、被告らは原告に対して、金300万円を返却すべきである。

#### 7 弁護士費用 金250万円

本件不法行為により、原告はその損害賠償請求手続を取るため、弁護士に依頼しなければならなくなった。その費用のうち、金250万円を被告ら

は損害として賠償すべきである。

8 合計 金 2758万1759円

#### 第4 まとめ

以上、原告は被告らに対し、共同不法行為による損害賠償請求として、連帯して金2758万1759円、及びこれに対する不法行為日後である平成25年1月1日から支払済みに至るまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払いを求める。

#### 証 拠 方 法

別添証拠説明書のとおり。その他、適時提出する。

#### 附 属 書 類

- |           |     |
|-----------|-----|
| 1 訴状副本    | 3通  |
| 2 証拠説明書副本 | 3通  |
| 3 甲号証写し   | 各3通 |
| 4 訴訟委任状   | 1通  |